

市川三郷町子どもの読書活動推進計画

令和2年度～令和6年度

令和2年（2020年）4月

市川三郷町教育委員会

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 はじめに	
2 子どもの読書活動の現状	2
(1) 全国の現状	
(2) 市川三郷町の現状	
第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画の目的	4
2 計画の基本的な考え方	4
3 計画の期間	4
第2章 子どもの読書活動推進の取り組み	5
1 家庭・地域における読書活動の推進	5
(1) 現状及び分析	
(2) 取り組み	
(3) 一人ひとりの取り組み	
2 学校における読書活動の推進	7
(1) 現状及び分析	
(2) 学校図書館での取り組み	
(3) 一人ひとりの取り組み	
3 町立図書館における読書活動の推進	10
(1) 町立図書館の現状	
(2) 町立図書館の取り組み	
(3) 一人ひとりの取り組み	
4 関係機関の連携・協力による読書活動の推進	12
(1) 現状と分析	
(2) 町立図書館の取り組み	
(3) 一人ひとりの取り組み	

関係資料 14

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月12日法律第154号)
- 2 文字・活字文化振興法(平成17年7月29日法律第91号)
- 3 図書館過去5年間の推移
- 4 平成30年度利用状況(年代別・冊数)
- 5 平成30年度ブックスタート事業
- 6 平成30年度セカンドブック事業
- 7 平成30年度その他の啓蒙活動
- 8 図書館ボランティアグループ

第1章 計画策定の背景

1 はじめに

人は言葉を使い、記録して書物を作り、それを保存し継承することにより文化を発展させてきました。現代社会は情報があふれており、パソコン、スマートフォンの利用拡大に伴う環境の変化は、子どもの読書にも大きな影響を与えていると考えられます。親（大人）と幼い子どもと一緒に本を読みながらふれあう時間は、お互いの情緒の安定をもたらし、子どもの健やかな成長を育む大切なひとときです。しかしながら、大人だけでなく子どもも時間に追われがちな日々の生活の中で、じっくりと本と向き合う余裕がないということもまた現実です。

そのような中、社会全体で子どもの読書活動を推進していこうという取り組みがなされ、平成13年（2001年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」^{※1}が成立しました。平成14年（2002年）8月には国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、その後、平成17年（2005年）7月に「文字・活字文化振興法」^{※2}も成立し、全国で様々な取り組みがなされています。

山梨県においては、平成17（2005）年3月に「第1次山梨県子ども読書活動推進実施計画」を策定し、その後、平成24（2012）年3月の第2次実施計画の取り組みの成果と課題を踏まえ、平成29（2017）年3月に「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」が策定されました。

市川三郷町では、これまでも乳幼児や児童生徒を対象とした図書館サービスを実施してきましたが、まとまった計画は策定していませんでした。このたび、図書館（本館）が新たになることを機に、「市川三郷町子どもの読書活動推進計画」をここにまとめ、様々な機関が連携協力し取り組むための指針を示します。

※1 関係資料1

※2 関係資料2

2 子どもの読書活動の現状

(1) 全国の現状

幼い頃、読み聞かせによって体験した本との出会いや、そのことからもたらされた読書の喜びや習慣は、生涯にわたってその人を支えてくれる大切なものです。子どもは成長とともに読書によって想像し、考え、物語の中で様々な体験をします。やがて自分の実体験と比べたり重ねたりすることにより心の糧となり、そのことが社会の中で自分の考えや経験を活かす手助けとなります。

一方、インターネットやゲーム、スマートフォンの発達・普及により、昨今は物も情報も以前より格段に入手しやすくなりました。ところが、それらの世界にある情報は玉石混交で、不確かな情報も含まれている可能性がある指摘されています。その中から子どもたちは適切な情報を自ら選んでいく力が必要になります。

このような状況の下、文部科学省による「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」結果が平成29年（2017年）7月に公開され、次のことが明らかになりました。

- 読書時間、読書冊数ともに、学校段階・学年が上がるにつれて読まなくなる。
(高校生では、全体の約4割が、1日に読書を全くせず、また、1か月に読んだ本が0冊という状況)
- 小説等の物語の本や、趣味に関する本がよく読まれている。
- 本の内容を楽しむため、気分転換や暇つぶしのために本を読む児童・生徒が多い。
- 自然科学・社会科学なども含み、幅広い分野・ジャンルの本を読むほうが読書冊数も多い。
- 本を読まない理由として、「ふだんから本を読まないから」の回答は小学生・中学生・高校生いずれも3割を超え、小学生では「どの本がおもしろいかわからない」「文字を読むのが苦手」等、中学生では「面倒」「必要を感じない」等の回答割合が相対的に高い。高校生では「時間がなかったから」との回答割合が高い。

出典：文部科学省ホームページ 子ども読書の情報館

「子供の読書活動の推進等に関する調査研究 報告書概要版」

[<http://www.kodomodokusyo.go.jp>]

結果からわかる実際の状況を鑑み、本が子どもにもたらす有益性について、まずは子どもを取り巻く大人が考え、取り組んでいく必要があります。

(2) 市川三郷町の現状

市川三郷町の町立図書館利用の現状を過去 5 年間の推移^{※3}の資料から考察します。本館が年度途中で閉館となった平成 29 年度及び平成 30 年度を除き、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の実績から、次のような結果が見て取れます。

- 年間の個人貸出数は、おおむね 5 万冊前後である
- 登録者一人当たり貸出数は、6 点程度で推移している
- 町立図書館全体の利用状況は、団体への貸出を含めると若干の増加傾向にある
- 各館の年代別貸出冊数^{※4}を見ると、中学生、高校生及び 20 代の利用が他の年代に比べて極端に少ない

ただし、利用者登録率の課題として、統計上は町人口の 55.4%の人が登録している計算ですが、長期にわたって貸出実態のない利用者も含まれている可能性があります。今後、実態に即した統計を取る上でも、運用上の検討が必要です。この登録率の適正化により、実績貸出密度も実態に即した数値になります。

これらの現状は、町の読書推進について、今後どのような手立てを講じていけばよいのかを考えるポイントになるとも考えられます。

※3 関係資料 3

※4 関係資料 4

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

市川三郷町子ども読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定するもので、0歳から概ね18歳までの子どもを対象とします。

家庭と地域、学校、関係機関や団体、行政が連携・協力のもと、読書に関する施策や取り組みを推進し、地域における人材の育成や読書環境の整備を行い、生涯にわたる読書活動の推進を図ります。

2 計画の基本的な考え方

子どもの読書習慣は、乳幼児期からの経験や、息の長い周囲の働きかけによって培われていくものです。子どもの発達段階にそって行われる指導・支援が次の段階へ繋がるよう、円滑な連携を進めていくことが大切です。

家庭はもとより、幼稚園・保育所、児童館、小中学校、学校図書館及び公共図書館など、日常的に子どもと関わる施設や機関が共通の認識のもと、果たすべき役割を分担し連携・協力していくことが必要です。

そこで、次の取り組みを通じ、本計画の推進を図ります。

- (1) 家庭・地域における読書活動の推進
- (2) 学校における読書活動の推進
- (3) 町立図書館における読書活動の推進
- (4) 関係機関の連携・協力による読書活動の推進

3 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

第3章 子どもの読書活動推進の取り組み

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 現状及び分析

子どもにとって安心・安全な場所である家庭で、家族がともに過ごす時間は貴重です。子どもに読書を促すには、周囲にいる大人がまず読書を楽しむことです。子どもへの読み聞かせや家族と一緒に本を読むなど、日常生活の中で自然に本と親しむ環境を工夫することが大切です。

文部科学省の調査（前述）によれば、「本を読むきっかけとなっていると思うこと」では、小学生の場合、「家族と一緒に本を読んだり図書館や本屋に連れて行ってくれたりすること」との回答が最も多くなっています。家庭は子どもが読書に初めて出会う場所です。まずは保護者が、子どもの読書への興味・関心を引き出す役割を果たすよう努めることです。

山梨県の取り組みとして「家読（うちどく）推進運動」があります。これは、県社会教育課が主体となって行っており、家庭での読書をきっかけに家族のコミュニケーションを豊かにしようという取り組みです。また、県内の公共図書館では推薦図書の紹介やブックリストの作成を行っています。それらを活用して、家庭や地域での読み聞かせが日常的に行われ、子どもの自発的な読書につながっていくことが望まれます。

(2) 取り組み

市川三郷町の具体的な取り組みは次の通りです。

① ブックスタート事業

子どもの読書習慣は、家庭や周囲の人とのコミュニケーションの中で形成されていくものであり、日常生活の中で積極的に培われていくことが大切です。しかし、複数の世代が同居していた時代から、今は少子化や核家族化が進み、子どもを取り巻く環境は変わってきています。

そのため町では、赤ちゃんとその保護者が絵本を介してゆっくりふれあうひとときを過ごすきっかけとなることを願って、楽しい体験と絵本を手渡すブックスタート事業を行っています^{*5}。4か月健診時に、おすすめ絵本6冊の中から選んだ2冊を贈呈し、町立図書館職員が保護者に乳幼児への言葉かけや、絵本の読み聞かせの大切さ等を伝えるものです。平成21年（2009年）8月より行っているこの事業を今後も継続します。

※5 関係資料5

② セカンドブック事業

3歳児健診時に絵本3冊を紹介し、その中から選んだ1冊を贈呈するとともに、読み聞かせや本の紹介等保護者に読書の楽しさ・大切さを伝えます^{*6}。子どもの成長に合わせたこの事業を継続実施します。

※6 関係資料6

③ 1歳半、5歳児健診時の読み聞かせ等

ブックスタート及びセカンドブック事業の他にも1歳半、5歳児健診時、待ち時間を利用して町立図書館職員による読み聞かせや保護者への読書啓発を行い、耳から聞く「おはなし」の楽しさ、大切さを伝えています^{*7}。

なお、①②③の事業は、町のいきいき健康課と町立図書館が連携・協力して実施しており、今後も継続します。

※7 関係資料7

④ ブックリストの作成

子どもたちの成長や時宜にかなった年齢別の本のリストを作成します。家庭での読み聞かせや、家族で読書に親しむきっかけとなるよう働きかけます。

⑤ 広報での本の紹介

幅広い年代の方に参考にしていただけるよう、広報の図書館のページでの本の紹介を今後も継続します。

⑥ 配本事業

町内の保育所（3か所、60～65冊ずつ）、子育て支援センター（1か所、60冊）、公民館（1か所、250冊）、デイサービス（1か所、30冊）に町立図書館の蔵書の中から選んだ本を届けます。子どもたちや高齢者の身近なところに、いつでも手に取ってみたいことができる本がある環境づくりを進めます。

- ⑦ 保育所、学校に対する支援の充実
保育園児の町立図書館訪問や小学校の施設見学、中学・高校生のインターンシップ等の機会を通して、図書館への理解と関心を深めるよう働きかけます。
- ⑧ 企画展示
時宜に応じたテーマによる本の展示紹介を行い、図書館利用を促進します。
- ⑨ 講座や研修の機会の充実
保護者や子どもに関わる人たちを対象に読み聞かせの講座を行い、おすすめ本の紹介や読書の大切さを伝えます。
- ⑩ 公民館事業への協力
夏休みの公民館図書まつりに協力し、読み聞かせや工作を行います。本の楽しさを伝えるとともに、交流を図りながら図書館利用を促します。

(3) 一人ひとりの取り組み

子どもの読書週間などを契機に、おすすめ本のリストなどを参考に、家庭内や地域内で「わたしの好きな一冊」について話し合ひましょう。また、読んだ本について読書手帳に記録する等、本への興味関心を高めるよう努めましょう。

2 学校における読書活動の推進

(1) 現状及び分析

学校図書館法の規定〔第3条〕により、学校図書館はすべての学校に置かなければならないものとされています。文部科学省の学習指導要領「生きる力」では、その役割を主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）という視点に立った、質の高い学びを実現するための活動を支援することとしています。

また、前述の文部科学省の「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」（概要版）（平成29年7月5日）では、

児童・生徒が本をよく読んでいる学校の特徴は、「学校として読書に関する計画を立てている」、「教職員に対する研修を実施している」、

「学校図書館の活動等を支援する組織がある」、「児童・生徒から認識される充実度合いが高い学校図書館を整備している」、「読書週間でのイベントや一斉読書の時間の設定などの読書活動により力を入れている」

[<http://www.kodomodokusho.go.jp> 子ども読書の情報館]

という点を分析結果として挙げています。

朝の読書をはじめ、各学校の特色ある取り組みや、学校全体で体制を整えることが読書推進につながります。子どもが読書の楽しさを実感し、読書の動機づけとなるような取り組みを通して、生涯にわたる読書習慣が身につくよう働きかけることが大切です。

さらに、調査では、

- 学校司書がいる小学校・中学校の児童・生徒は、読書冊数が多い。
- 学校司書がいる高等学校では、平日に本を読まない生徒の割合が低い。
- 学校図書館の充実度が高い学校の児童・生徒ほど、平日に本を読まない割合が低く、また、読書冊数が多い。

との結果をまとめています。

しかしながら、中学生、高校生と年齢が上がるにつれて読書量が減少するという状況は、本町の図書館利用状況についても例外ではありません。平成30年度の実績からも、小学生への貸出数に比べて、中学生・高校生への貸出数は格段に下がっていることがわかります。特に青少年世代の図書館利用を促進するためにはどのような手立てが必要か、継続して考え、取り組んでいく必要があります。

(2) 学校図書館の取り組み

学校図書館は、教育課程の展開に寄与するため、資料を収集、整理、保存し提供します。読書活動や児童生徒への読書指導の場であり、豊かな人間性を育む「読書センター」、学習活動を支援する「学習センター」、情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」という機能を有しています。「読書センター」として、子どもたちが学校生活の中で本に親しみ、読書の楽しさを味わうことができるような取り組みを進めるよう努めます。また、「学習・情報センター」機能を十分発揮するために、コンピュータの整備や、所蔵資料のデータベースを生かし、公共図書館との連携による所蔵資料の有効活用などが望まれます。

学校図書館がこれらの機能を一層発揮するために、司書教諭・図書館主任・学校司書が一体となって取り組み、子どもたちが自ら学ぶ力を身

につけることができるようにすることが重要です。本町では、今後も更なる整備・充実を目指します。

① 学校の図書資料の充実

文部科学省（旧文部省）は平成5年3月に公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として「学校図書館図書標準」を定めました。市川三郷町の小学校6校、中学校4校の状況は、いずれも100%に達しています。（「平成28年度学校図書館の状況に関する調査」文部科学省より）

さらに国の動向として、文部科学省の「学校図書館図書整備等5か年計画」が平成29年度から始まりました。その趣旨を踏まえ、計画の策定に伴う地方財政措置である「学校図書館図書の整備」、「学校図書館への新聞配備」、「学校司書の配置」という3点が、自治体の予算措置に反映され、図書資料の充実が図られることが期待されます。

児童・生徒の自由な読書活動の場として、豊かな心や学習への興味関心を育み、課題解決のための手立てを得ることができるよう、今後も一層の整備・充実を図っていきます。

② 学校司書の研修の推進

市川三郷町の小中学校には既に学校司書が配置されています。町内・峡南地区・山梨県での各種研修会に参加し情報交換や研究に努めています。今後も積極的に参加し、研修を行います。

③ ボランティアとの連携

現在、読み聞かせボランティアによる活動が行われている学校もありますが、今後も引き続き司書教諭・図書館主任・学校司書と連携・協力していきます。

④ その他の具体的な取り組み

- ・各教科への資料提供や図書館の活用
- ・全校一斉読書（朝読書等）の実施
- ・図書集会
- ・図書だよりの発行
- ・新着図書やおすすめ本の紹介
- ・読書週間中のイベント

- ・テーマに沿った展示
- ・山梨県教育委員会主催事業（家読の取り組み等）への協力

（3）一人ひとりの取り組み

好きな本や薦めたい本について、友達同士や学校・家庭で話題にしましょう。また、全校一斉読書（朝読書等）で読んだ本を記録したり、図書だよりやビブリオバトル等で発表する機会を設けるよう努めましょう。

3 町立図書館における読書活動の推進

（1）町立図書館の現状

市川三郷町立図書館は、令和2年1月に開館する本館と三珠分館及び六郷分館の3館体制です。本館は県立高等学校の再編に伴う移転新築により、規模も大きくなります。3館は図書館ネットワークシステムと週2回の巡回配送システムが実施されており、利用者はどの図書館でも共通のサービスを受けることができます。

（2）町立図書館の取り組み

① 図書館資料の整備・充実

町立図書館は、子どもたちが様々な本との出会いを通して読書の楽しさを知り、本への興味を高められるよう、子ども向けの資料の充実や施設の整備に努めます。そのために、町立図書館で所蔵する児童書の定期的な点検・更新を行います。本の内容が古く時代にそぐわないものや、利用頻度が多いことによる破損・汚損本の買い替え補充等計画的に行います。また、子どもたちが外国語や外国の理解を深めることができるよう、外国語絵本等の収集にも配慮します。

② 乳幼児サービス

「家庭・地域における読書活動の推進」の項でも述べたように、本を介して親子の触れ合いを深めることを目的として、町のいきいき健康課と協働して「ブックスタート事業」等を推進します。

③ おはなし会の実施

主に乳幼児への支援として、絵本の読み聞かせやわらべ歌、手遊びなどを楽しむおはなし会を定期的実施します。

④ ヤングアダルトサービス※の充実

青年期利用者に対して、個人の関心や学習課題、娯楽などの要求に応えられる資料の収集・提供に努めます。

また、読書離れが進む時期でもあることから、青少年の興味をひくような展示や参加型の企画等を考えていきます。

※ おおむね12歳から18歳までの青年期利用者に対して主として公共図書館が行うサービス

⑤ レファレンスサービス※の充実

子どもたちの調べものや質問に資料・情報を使って答えるレファレンスを行うとともに、自主的な学びにつながるような働きかけをします。

※ 何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介の立場から、求められている情報あるいは資料を提供ないし提示することによって援助すること、およびそれにかかわる諸業務

⑥ 町立図書館の情報システム化

町立図書館の資料は、館内の検索機や図書館ホームページから利用者自身が調べることができます。あらかじめ登録をすることで個人のパソコンやスマートフォンからの予約も可能です。そのほかホームページの充実を図り、町立図書館からの情報発信に努めます。

⑦ 子どもの読書推進に係る事業の実施

子どもの読書週間、図書館まつり、夏休みの行事、クリスマス会、講演会等子どもたちが楽しめる催しや、それをきっかけとして保護者も読書に興味をわくような行事を計画し実施します。

⑧ 障がいのある子どもへの読書活動の支援

障がいのある子どもへの支援として、点字付き資料や文章がやさしく読みやすい図書などの購入に努めることはもとより、拡大レンズの用意など読書環境の整備にも配慮します。

⑨ 在住外国人の子どもへの読書活動の支援

在住外国人の子どもへの支援として、外国語で書かれた資料の収集に努めます。また、わかりやすい図書館利用案内の作成など、サービスの充実を図ります。

⑩ ブックリストの作成

子どもたちの年齢に沿ったおすすめの本リストを作成し、図書館の利用拡大に努めます。

⑪ 県立高等学校との連携

新設高等学校の図書室は学校教育への支援はもちろんのこと、生涯学習及び文化交流の拠点となる機能を有した場となることが期待されます。生徒による公共図書館の行事等への積極的な参加・協力を促します。

⑫ 司書の研修の推進

月 1 回の館内整理日を利用して本館・分館職員の研修や、運用について検討します。また、山梨県で開催される各種研修会での研究や情報交換に今後も積極的に参加し、司書の資質向上に努めます。

⑬ 図書館設備の配慮

図書館内外の備品や表示等に配慮し、誰もが利用しやすくわかりやすい施設設備であるよう努めます。

(3) 一人ひとりの取り組み

図書館で行われるおはなし会や行事への積極的な参加や、協力者を増やす方法をともに考えましょう。

4 関係機関の連携・協力による読書活動の推進

(1) 現状と分析

子どもを取り巻く施設として、町内には3つの児童館、4つの子育て支援センター及び9つの放課後児童クラブがあります。その中で、町立図書館三珠分館は、みたま児童館と同じ施設内にあり、児童館利用者が図書館で本に親しんだり、学習スペースとして勉強に励んだりと日常的に利用しています。児童館や公民館への配本（団体貸出）も、定期的に行っています。

町立図書館六郷分館は六郷小学校・中学校の近くにあり、児童生徒が利用しやすい場所です。

今後も町立図書館本館を中心に、学校や子育て関連部門と協力連携し子どもが読書に親しむ環境づくりに努めます。

(2) 町立図書館の取り組み

① 行政機関との連携

町立図書館は、生涯学習課をはじめ教育委員会以外の部門とも情報交換や意見交換を進め、子どもの読書活動の推進に努めます。

② 図書館と学校、幼稚園、保育所、児童館等との連携

町立図書館は、図書館司書と司書教諭・図書館主任・学校司書及び保育士、PTA や保護者会等と連携し、様々な機会をとらえ、子どもの読書活動や学習活動の支援を行います。

学校、幼稚園、保育所からの要請に応じて、施設見学や図書館の集団利用の機会を設け、積極的な利用を促進します。

③ 図書館ボランティアとの連携

子どもの読書活動の推進において、図書館ボランティア^{※8}の協力は大きな力となっています。町立図書館の行事や保育所などの機関からの要請に応じて、共に活動していきます。また、ボランティアグループ同士のつながりも深めていくような取り組みを行います。

※8 関連資料8

(3) 一人ひとりの取り組み

図書館催し物のアイデアの提供や手伝い等ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

子どもの読書活動の推進に関する法律
(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び智慧の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条件において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の過程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館・教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

図書館過去5年間の推移

①運営費（当初予算）

（単位：千円）

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
図書館運営費	28,539	21,844	23,454	23,161	23,504

②購入費（当初予算）

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
図書	4,000	4,000	4,500	4,700	4,900
逐次刊行物	887	799	926	949	960
AV(視聴覚資料)	128	128	178	178	178
合計	5,015	4,927	5,604	5,827	6,038

③運営費（実績）

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
図書館運営費	26,483	21,261	23,388	22,966	23,175

④購入費（実績）

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
図書	4,000	4,100	4,500	4,695	4,908
逐次刊行物	846	788	919	965	967
AV(視聴覚資料)	128	123	176	178	177
合計	4,974	5,011	5,595	5,838	6,052
住民一人当たり資料費	315	313	344	354	360

⑤蔵書冊数

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
蔵書数	99,297	96,645	93,998	91,827	90,510
一般	67,565	65,963	64,367	63,056	62,151
児童	31,732	30,682	29,631	28,771	28,359

⑥登録者数及び貸出冊数（団体も含む）

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
登録者数(団体等含む)	8,885	8,792	8,636	8,424	8,173
登録者数(個人のみ)	8,756	8,663	8,510	8,300	8,051
貸出冊数(団体等含む)	38,428	46,573	60,218	59,530	55,453
貸出冊数(個人のみ)	29,761	37,783	50,911	52,491	49,054
内児童書貸出冊数	13,964	16,396	27,743	25,453	22,455
利用者数(団体等含む)	9,404	11,455	14,996	15,478	14,920
蔵書数	99,297	96,645	93,998	91,827	90,510
登録率(個人のみ)	55.4	54.1	52.3	50.2	48.0
貸出率(人口一人当たり)	1.9	2.4	3.1	3.2	2.9
登録者一人当たり貸出率	3.4	4.4	6.0	6.3	6.1

⑦相互貸借（内訳）

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
借受冊数	1,006	831	1,072	1,235	1,156
貸出冊数	217	178	211	311	266

⑧予約・リクエスト件数

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
予約件数	2,682	2,781	3,181	3,282	3,658
リクエスト件数	1,006	831	1,064	1,192	1,121

⑨複写枚数

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
コピー枚数	38	510	1,235	768	596

⑩参考：奉仕人口

項目	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
奉仕人口	15,810	16,018	16,269	16,509	16,790

1-3 年代別利用人数 (本館)

月	幼児	小学生	中学生	高校生	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
4月	33	2	0	0	1	19	48	30	62	77	272
5月	24	1	0	0	17	22	33	37	66	86	286
6月	22	3	1	2	10	27	48	53	84	84	334
7月	28	8	0	1	16	40	47	41	77	73	331
8月	14	21	2	1	24	23	40	57	87	67	336
9月	14	4	1	0	8	11	32	22	64	46	202
10月	29	7	0	0	6	13	38	58	91	69	311
11月	19	7	2	0	8	16	27	52	64	69	264
12月	25	4	2	0	9	25	41	47	97	63	313
1月	4	1	0	0	1	2	11	11	18	13	61
2月	22	9	3	0	15	26	37	40	73	80	305
3月	17	6	1	0	23	22	32	43	56	74	274
合計	251	73	12	4	138	246	434	491	839	801	3,289

1-4 年代別貸出冊数 (本館)

月	幼児	小学生	中学生	高校生	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計	団体	相互貸借	合計
4月	127	12	0	0	2	63	134	74	133	199	744	24	3	771
5月	105	6	0	0	34	98	86	96	153	236	814	616	3	1,433
6月	102	6	1	12	18	105	153	125	193	224	939	56	0	995
7月	115	37	0	6	56	147	160	91	165	192	969	9	0	978
8月	72	114	16	3	63	100	165	161	193	193	1,080	151	1	1,232
9月	67	25	3	0	24	44	100	76	158	158	655	27	0	682
10月	148	34	0	0	21	52	103	166	194	212	930	47	1	978
11月	110	38	7	0	48	71	82	120	156	169	801	281	0	1,082
12月	86	16	14	0	55	105	139	134	253	243	1,045	49	0	1,094
1月	28	10	0	0	2	12	32	36	55	43	218	441	1	660
2月	68	31	4	0	39	109	135	99	201	240	926	40	1	967
3月	53	29	2	0	63	95	81	134	151	201	809	32	2	843
合計	1,081	358	47	21	425	1,001	1,370	1,312	2,005	2,310	9,930	1,773	12	11,715

*本館は、平成 29 年 11 月で閉館

2-3 年代別利用人数 (三珠)

月	幼児	小学生	中学生	高校生	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
4月	43	55	13	2	6	38	35	17	41	22	272
5月	43	62	6	4	0	40	42	16	45	17	275
6月	40	58	8	3	2	30	34	15	37	19	246
7月	31	66	13	3	1	36	41	15	44	17	267
8月	25	62	6	2	3	27	34	14	49	25	247
9月	49	45	3	2	2	40	37	22	52	28	280
10月	30	47	3	0	2	26	40	16	46	24	234
11月	24	47	3	4	5	27	29	14	40	27	220
12月	28	34	4	3	2	30	25	11	30	25	192
1月	28	24	3	6	9	26	26	18	48	33	221
2月	29	28	9	6	2	21	33	10	43	32	213
3月	41	39	7	4	1	36	30	16	47	34	255
合計	411	567	78	39	35	377	406	184	522	303	2,922

2-4 年代別貸出冊数 (三珠)

月	幼児	小学生	中学生	高校生	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計	団体	相互貸借	合計
4月	315	264	61	10	28	212	176	63	135	45	1,309	354	3	1,666
5月	237	255	44	21	0	207	190	58	139	44	1,195	585	1	1,781
6月	277	304	44	13	9	165	183	51	116	39	1,201	424	7	1,632
7月	171	325	63	11	2	211	191	43	161	45	1,223	513	1	1,737
8月	149	298	23	7	17	150	135	53	168	55	1,055	375	7	1,437
9月	287	295	17	19	8	244	213	58	171	73	1,385	461	8	1,854
10月	212	242	22	0	5	181	258	46	134	61	1,161	485	7	1,653
11月	141	208	11	22	12	153	160	47	130	63	947	461	2	1,410
12月	190	155	10	13	9	170	112	40	100	80	879	511	1	1,391
1月	203	142	10	31	40	134	153	63	146	130	1,052	678	4	1,734
2月	193	163	32	22	5	115	171	37	135	96	969	447	1	1,417
3月	276	231	25	10	4	189	161	70	176	92	1,234	533	7	1,774
合計	2,651	2,882	362	179	139	2,131	2,103	629	1,711	823	13,610	5,827	49	19,486

3-3 年代別利用人数 (六郷)

月	幼児	小学生	中学生	高校生	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	合計
4月	1	102	7	2	0	2	18	21	35	19	207
5月	0	134	12	2	0	8	9	33	35	21	254
6月	5	113	6	6	1	7	12	23	34	28	235
7月	8	95	3	3	2	5	6	27	29	16	194
8月	5	92	7	6	3	7	7	16	45	27	215
9月	3	84	4	3	5	0	5	19	36	24	183
10月	6	44	7	2	1	1	11	22	29	19	142
11月	5	69	5	3	4	4	9	25	36	19	179
12月	4	52	7	3	2	2	11	31	24	24	160
1月	0	59	12	8	0	1	14	40	30	25	189
2月	1	71	12	6	0	3	16	37	23	20	189
3月	3	74	12	5	1	7	12	28	39	26	207
合計	41	989	94	49	19	47	130	322	395	268	2,354

3-4 年代別貸出冊数 (六郷)

月	幼児	小学生	中学生	高校生	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	合計	団体	相互 貸借	合計
4月	5	215	15	2	0	13	55	63	62	79	509	75	5	589
5月	0	267	25	4	0	29	21	98	78	94	616	88	11	715
6月	13	265	11	10	8	18	42	66	67	106	606	122	8	736
7月	42	272	9	10	9	16	18	93	69	84	622	53	19	694
8月	15	186	12	7	9	8	32	39	87	121	516	58	16	590
9月	12	186	6	4	8	0	14	46	74	107	457	61	21	539
10月	23	108	12	4	5	2	20	67	54	83	378	78	19	475
11月	14	143	8	3	6	9	18	82	76	90	449	54	13	516
12月	7	109	16	5	4	14	42	106	50	101	454	40	9	503
1月	0	127	40	12	0	7	33	111	78	106	514	66	13	593
2月	1	148	33	14	0	3	46	97	69	90	501	83	15	599
3月	19	181	19	12	4	28	38	71	95	132	599	72	7	678
合計	151	2,207	206	87	53	147	379	939	859	1,193	6,221	850	156	7,227

ブックスタート事業

この事業は、生まれたばかりの赤ちゃんが両親のあたたかな肌のぬくもりを感じながら、絵本を介して、たくさんのお話を聞いてもらうことで、心が安定しすこやかに成長できるように、町内に生まれた全ての赤ちゃんを対象に絵本をプレゼントする事業である。

絵本をみて微笑んだり、声を出して喜ぶ赤ちゃんの姿をみて、両親が絵本を読んであげることの大切さに気づいてもらうことも目的の一つである。

本町では乳児健診時（4か月健診）に、図書館職員が保護者に絵本の大切さを説明し、そのあとで、6冊の中から2冊を選んでいただき、資料とともにブックスタートバッグに入れてプレゼントしている。今年度は以下の通り、57名の赤ちゃんに手渡した。

今後の課題は、その赤ちゃんへのよみきかせが家庭の中でおこなわれ、成長とともに継続されていくことにあり、図書館はその啓蒙をしていくことにある。

健診月	実質数 (人)	いない ないばあ	がたん ごとな	くだもの	びよーん	どうぶつ のおかあ さん	くっつい た	合計 (冊)
4月	10	2	3	2	5	4	4	20
5月	4	1	1	1	3	0	2	8
6月	1	0	0	0	1	1	0	2
7月	3	0	1	0	2	2	1	6
8月	6	1	1	1	5	2	2	12
9月								
10月	11	2	3	5	6	2	4	22
11月	7	3	2	0	3	2	4	14
12月	5	2	1	0	2	3	2	10
1月	4	0	2	2	2	1	1	8
2月	5	0	1	3	3	2	1	10
3月	1	0	0	0	0	1	1	2
計	57	11	15	14	32	20	22	114

4ヶ月健診の対象の保護者の方へ

市川三郷町から絵本を！



ブックスタート



家庭の中に絵本を・・・

赤ちゃんに言葉かけを・・・

このたびは、おめでとうございます。

赤ちゃんが生まれて、あわただしい、でも幸せに満ちた毎日だと思います。これから赤ちゃんが成長していく過程で、たくさんの言葉かけをしてあげるとはとても大切なことです。そこに絵本があって、おかあさんやおとうさんの肌のぬくもりを感じながら、時間を過ごすことは、赤ちゃんが心おだやかになれる至福のときです。

市川三郷町では、絵本を通して、親子がふれあっていただけるように、絵本をプレゼントいたします。本町の赤ちゃん全員に4ヶ月健診の際に絵本を2冊差し上げています。下の6冊から選んでください。

当日は絵本をよんであげることの大切さや6冊の絵本の紹介もいたします。

この6冊の中から
2冊選んでください



『いないいないばあ』『びよーん』『くだもの』『がたんごとん』『くっついた』『どうぶつのおかあさん』

当日は図書館職員が10分程度説明をさせていただきます。

セカンドブック事業

この事業は、ブックスタート事業のフォローアップとして、3歳児に絵本をプレゼントする事業である。本町では幼児健診時（3歳児健診）に、図書館職員が保護者に絵本の大切さを説明し、3歳児向けの絵本3冊を紹介し、その中から1冊選んでいただき、資料とともにセカンドバッグに入れてプレゼントしている。

今年度は、68名の3歳児に手渡した。家庭で子どもの身近に絵本を置き、親子で絵本に触れる機会をたくさん作り、絵本の読み聞かせによる親子の触れ合いの大切さを伝えた。

健診月	会場	実質数	ぐりとぐら	てぶくろ	はらぺこあおむし	合計
6月	三珠	21	1	9	11	21
11月	三珠	30	11	13	6	30
3月	三珠	17	3	6	8	17
		68	15冊	28冊	25冊	68冊



『ぐりとぐら』



『てぶくろ』



『はらぺこあおむし』

その他の啓蒙活動

1歳半と5歳児の健診時には、図書館職員が健診会場に出向き、保護者には絵本の読み聞かせのすすめ、乳幼児には年齢に合わせたミニおはなし会を行った。これらの健診は、家庭での読み聞かせを習慣化してもらえるよう周知する場となり、ブックスタート事業とセカンドブック事業をPRすることにより、体系的な啓蒙活動が行え、乳幼児期の子育て支援の一助となっている。

4か月健診～5歳児まで、図書館がかかわった健診は、以下の通り。

日 程	事 業 名	対象者
H30. 4. 10	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H30. 4. 19	健診(市川・三珠・六郷)	1歳半
H30. 5. 17	健診(市川・三珠・六郷)	5歳児
H30. 5. 22	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H30. 6. 5	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H30. 6. 7	健診(市川・三珠・六郷)	3歳児
H30. 6. 14	健診(市川・三珠・六郷)	1歳半
H30. 7. 10	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H30. 8. 21	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H30. 8. 23	健診(市川・三珠・六郷)	5歳児
H30. 8. 30	健診(市川・三珠・六郷)	1歳半
H30. 9. 20	健診(市川・三珠・六郷)	5歳児
H30. 10. 2	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H30. 11. 6	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H30. 11. 8	健診(市川・三珠・六郷)	3歳児
H30. 11. 29	健診(市川・三珠・六郷)	5歳児
H30. 12. 11	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H31. 1. 10	健診(市川・三珠・六郷)	1歳半
H31. 1. 22	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H31. 2. 19	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H31. 2. 28	健診(市川・三珠・六郷)	5歳児
H31. 3. 12	健診(市川・三珠・六郷)	4か月
H31. 3. 14	健診(市川・三珠・六郷)	3歳児

ボランティアグループ

(本館)

グループ名	: トトロ (大人)
設立時期	: 平成6年8月
代表者	: 加賀美 文子
活動内容	: 図書館まつり、クリスマス会 (年1回)、 おはなし会 (月1回)、季節のおはなし会 (年4回) 保育所での読み聞かせ
会 員	: 18名

グループ名	: まっくろくろすけ (園児～中学生)
設立時期	: 平成11年7月
代表者	: 加賀美 文子
活動内容	: 図書館まつり、クリスマス会 (年1回)、
会 員	: 16名

(三珠分館)

グループ名	: 耳をすませば
設立時期	: 平成14年5月
代表者	: 原間 美奈子
活動内容	: クリスマス会 (年1回)、季節のおはなし会 おはなし会 (毎週1回)、乳幼児おはなし会 (毎月1回) 学校・保育所での読み聞かせ
会 員	: 10名

(六郷分館)

グループ名	: つくしの会
設立時期	: 平成18年4月
代表者	: 望月 洋子
活動内容	: おはなし会 (毎月1回)
会 員	: 2名

市川三郷町子ども読書活動推進計画

令和2年4月

市川三郷町生涯学習課
市川三郷町立図書館

〒409-3601

市川三郷町市川大門1437-1

TEL 055-272-8888